

「定額給付金対策室」を設置しました

【問い合わせ先】 定額給付金対策室（総務課内 ☎ 82-1112）

景気後退を背景として、住民の生活支援を行うとともに地域経済対策を目的とした「定額給付金」が支給される予定です。市では、この給付金の給付事務を円滑に行うため「定額給付金対策室」を設置しました。現在の状況は、次のとおりです。関連する情報は、広報や市ホームページで順次お知らせしていきます。

- **給付対象者** 基準日（平成21年2月1日）において、住民基本台帳に記録されている人または外国人登録原票に登録されている人
- **給付額** 給付対象者1人につき 12,000円
※18歳以下の人および65歳以上の人については、8,000円が加算され、給付対象者1人につき20,000円です。
- **申請・給付** 定額給付金の支給を受けるためには申請が必要ですが、申請方法、給付開始日等は現在のところ未定です。今後、国の動向を見ながら、詳細が決まり次第お知らせします。

定額給付金の給付をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください

被害に遭わないために、次の点についてご注意ください。

- ❗ 市や国（総務省）などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ❗ ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ❗ 市や国などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ❗ 現時点で、市や国などが住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

※ご自宅や職場などに市や国（総務省）の職員などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市や警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。



＜問い合わせ先＞
市消費生活相談窓口
（商工労働課内 ☎ 82-1150）

◆◆◆環境課からのお知らせです◆◆◆

☎ 環境課（☎ 82-1143）

■液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機 もリサイクルが義務付けられます

4月1日から家電リサイクル法の改正により、上記3品目にもリサイクルが義務付けられ、「燃やせないごみ」として出すことができません。市に引取りを依頼される場合は、事前に郵便局で「リサイクル券」の購入が必要となります。

詳しくは、3月1日号の広報でお知らせします。

「ゆうちょ銀行」で公金の受取りができます

市からの公金（市税等の還付金、市への請求代金等）の受け取りについて、「ゆうちょ銀行」口座での受け取りを希望される方は、請求時に各課へ「受取口座」をお申し出ください。なお、現在お持ちの「ゆうちょ銀行」通帳に記載されている「記号・番号」をそのまま振込みで使用することはできません。
※「ゆうちょ銀行」での窓口納付はできませんのでご了承ください。

■問い合わせ先 出納室（☎ 82-1181）